

令和7年1月14日（火曜）

議 事 日 程 第1号

令和7年1月14日（火曜）午前10時開議

第 1 会期の件

第 2 熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について

午前 9時59分 開会

○寺本義勝議長 令和7年第1回臨時会は本日をもって招集されました。

これより会議を開きます。

○寺本義勝議長 この際、本職より傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることを禁止されておりますので、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

○寺本義勝議長 次に、会議規則第83条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。

齊藤博議員及び田島幸治議員をお願いいたします。

○寺本義勝議長 日程に入るに先立ちまして御報告いたします。

市長より、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、お手元に配付いたしておきましたので、これにより御承知願います。

以上、御報告いたします。

[配付した書類]

市長より、

地方自治法第150条第6項の規定に基づく

報第1号 専決処分の報告について

報第2号 同

報第3号 同

報第4号 同

報第5号 同

○寺本義勝議長 日程第1「会期の件」についてお諮りいたします。

今回の臨時会の期は、本日から1月17日まで4日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から1月17日まで4日間とすることに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第2、議第1号「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 提案理由の説明に先立ちまして、熊本市電の脱線事故についておわびと御報告を申し上げます。

昨年12月31日に、熊本城・市役所前停留場付近におきまして、低床電車が脱線する事故が発生いたしました。幸いにも乗客の皆様にはけがはありませんでしたが、発生当日から1月2日までの間、水道町から辛島町までの区間を運休し、年末年始の外出に御不便を生じさせる事態となりました。このように、利用者や市民の皆様には多大な御迷惑をおかけしましたことに、議員各位をはじめ市民の皆様に対しまして、深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

昨年の度重なる事故やインシデントを踏まえ、安全対策を最優先課題として取り組んでいる中、さらに脱線事故という重大事故を生じさせたことは、熊本市電の信用を大きく失墜させる事態であり、大変重く受け止めております。

原因はレールの変位によるものであると報告を受けていますが、施設の適切な維持管理は安全運行の根幹をなすものであることから、交通事業管理者に対し、当該脱線箇所はもとより、全線にわたり再発防止に向けて適切な対応を図るよう、厳しく指示いたしました。

今後とも市民の皆様が熊本市電を安心して御利用いただけるよう、安全管理体制の再構築に努めてまいります。

それでは、提出議案について説明に入らせていただきます。

ただいま上程されました議第1号「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、有権者の50分の1以上の署名をもって、去る令和6年12月25日に熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定請求がありましたので、本条例を付議するものであります。

この議案につきましては、同条第3項の規定により、条例制定請求に対する市長の意見を付して議会に付議することになっておりますので、ここで私の意見を申し述べます。

熊本市役所の新庁舎整備事業は、これまで長きにわたる市議会議員の皆様との議論はもとより、多くの市民の皆様から御意見をいただきながら、慎重に検討を重ねてまいりましたので、初めにその経緯について触れたいと思います。

現庁舎は、昭和56年の竣工以来、一度も大規模な改修を実施しておらず、建物全体の老朽化が進み、長寿命化に向けた検討を進める中で、平成28年に熊本地震が発生したことを受け、平成29年度に大規模改修の手法検討調査と併せて、重要な防災拠点施設である現庁舎の耐震性能調査を実施いたしました。その結果、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないことが判明したため、今後の庁舎整備の考え方について検討を進め、令和元年度に本庁舎等整備に関する基本構想を取りまとめました。その後、当該耐震性能調査の結果について、一部の専門家から疑問が呈されるとともに、市議会からも様々な御意見をいただいたことから、令和2年度にさらなる調査を実施したところ、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないという結果が再び示されました。

これに対してさらなる検証を行うべきとの御意見も示されたことから、改めて耐震性能の有無を含め多角的な視点で審議を行うため、令和3年に本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議を設置し、本庁舎等の整備の在り方について諮問いたしました。

有識者会議では、予断を持たず、現庁舎の建て替えの是非を含め、耐震性能の有無だけでなく、防災、財政、資産マネジメント、まちづくりなどの多角的な視点で本庁舎等の整備の在り方について審議が行われました。

その結果、令和5年5月30日に、有識者会議から、現在の本庁舎は現行の建築基準法等が求める耐震性能を有しておらず、周辺への影響やアスベストの含有などの要因により耐震改修の実現性が低く、機械設備が地下に配置されているなど、防災拠点としての機能を果たすことができないリスクがあること、また、来庁者の待合スペースが狭く、様々な市民の相談室が不足していること、さらには、職員の執務環境が狭隘であり、周辺の民間ビルを賃借していることなど、様々な課題を解消し、市民サービスの向上、並びに職員の働き方にも配慮した適切な庁舎規模を備え、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応し、容易に機能転換ができるよう建て替えるべきであるとの答申が示されました。

この答申を踏まえ、令和5年第2回定例会において、あらゆる災害から市民の皆様の生命、財産を守ることに加え、市民サービスのさらなる向上を図るため総合的に勘案し、現庁舎を建て替えるという市の方針を示しました。その上で、市民の皆様との意見交換の場である市長とドンドン語ろう！、市民アンケート、サウンディング型市場調査及び市民説明会を行い、社会情勢の変化や技術の進展等を踏まえた新庁舎の機能及び規模、建設候補地等について検討を進めるとともに、市民の皆様の代表である市議会議員の皆様にも御議論いただきまいりました。

これらの検討等を踏まえ、熊本市役所の新庁舎の目指すべき姿、規模、概算事業費、建設地等の新庁舎整備の基本的な考え方を熊本市新庁舎整備に関する基本構想として改めて策定し、令和6年第3回定例会において、新庁舎整備に係る基本計画の策定並びに基本設計及び実施設計の実施に必要な予算について議決をいただきました。

次に、新庁舎整備に係る今後の方針ですが、基本構想におきまして、新庁舎の目指

すべき姿として、あらゆる災害に対応できる庁舎、市民が利用しやすく、質の高い行政サービスが提供できる庁舎及びまちのにぎわいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎の3つを掲げております。

とりわけ、本市では、平成24年7月に発生した九州北部豪雨、平成28年4月に発生した熊本地震等、市民生活に甚大な被害を及ぼす自然災害が多く発生いたしました。今後も熊本地震以上に大きな地震、気候変動の影響による水害、その他の大規模な自然災害がいつ発生するか分かりません。そのためあらゆる災害に対応する防災拠点施設として、安全かつ継続的に機能する新庁舎を整備することは、行政の責務であると考えております。

あわせて、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすく、効率的で質の高い行政サービスを提供できる新庁舎を目指すとともに、市民の皆様が親しまれ、様々な世代の方が気軽に集うことができるにぎわいと憩いの場所となるよう整備を行いたいと考えております。

また、市民の皆様がこれまで以上に愛情や誇りを持てるまちとして、さらには、国内外の人々を引きつける魅力的なまちとして、本市が持続的な発展を遂げるためには、この新庁舎整備を単なる施設の更新ではなく、新たなまちづくりの好機としていかなければなりません。このようなことから、現庁舎跡地については、本市の一等地にふさわしい利活用を通じて、多様なにぎわいを生み出すとともに、その周辺においても、民間企業の経済活動を後押しするような多面的な支援策により、新たな都市機能の誘致、老朽建築物の建て替えの促進を図り、これらのにぎわいを中心市街地全体に波及させてまいります。

このように、新庁舎整備はもとより、これを契機としたまちづくりを通じ、災害に強く、にぎわいにあふれ、本市の歴史や文化と調和した強く魅力的なまちの実現に不退転の決意で取り組みます。

次に、条例案の問題点につきましては、住民投票の成立要件に関する規定がないことなど、議案別紙に記載のものや、それ以外にも散見されると考えております。

最後に、条例案の制定に対する私の意見ですが、本庁舎等は、重要な防災拠点施設であり、災害時において、市民の生命及び財産を守るために必ずその機能が維持されなければなりません。また、合併による市域拡大及び政令指定都市への移行に伴い、市役所が担う事務の量と、これに従事する職員の数がともに増加し、本庁舎等内の執務スペース、待合スペース等の不足、狭隘化が進んだ結果、市民の皆様から御不満の声をいただいております。

そのため、現庁舎の建て替えは重要な施策であり、その実施については災害リスク、事業費、長期的な視点での本市の財政負担、まちづくり等の様々な情報からなる複雑多岐にわたる論点を踏まえて、総合的に判断されるべきであります。そして、その判断を行うのは、市民の皆様の代表であり、重要な意思決定に関する事件を議決する役割を担っておられる市議会であると考えております。

一方で、条例の制定の請求をはじめとする直接請求制度が、市長及び議会による間接民主主義を補完するため、重要な意義を持っていることは理解しております。しかしながら、現庁舎の建て替えにつきましても、6年以上にもわたる市議会における議論はもとより、市長とドンドン語ろう！や市民説明会、市民アンケート等を通じて、広く市民の皆様から御意見をいただき、その意見を反映しながら検討を進めてきたものであります。

また、現庁舎の建て替えには一定の財政負担が生じるため、その負担を可能な限り軽減することも重要です。有利な財源である合併推進債を活用することにより、市の財政負担を大幅に軽減することができますが、その活用条件は、令和6年度中に新庁舎整備に係る実施設計に着手することであり、活用期限が迫っております。この機会を逃せば、この軽減分について将来の世代に負担を強いることとなります。現庁舎の建て替えは、これらの議論等を踏まえて基本構想を策定し、新庁舎整備に係る基本計画の策定並びに基本設計及び実施設計の実施に必要な予算について、市議会による十分な審議を経て議決をいただき、事業を進めております。

これまで広く市民の皆様から御意見をいただきながら、市民の皆様からの付託を受けた私と市議会議員の皆様とで多くの議論を重ね、まちづくりを含めた多角的な観点から総合的に検討を進めてきた中で、熊本市役所の新庁舎建設について単に賛否を問う住民投票を行うことは、この6年以上にも及ぶ熟議を顧みないものであり、認め難いものであると考えます。

以上のことから、本庁舎の建て替えにつきましても、今後もより積極的な情報発信に努めるとともに、アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等を実施し、広く市民の皆様からの御意見をいただきながら、地方自治制度の根幹をなす議会制民主主義の手續に沿って進めてまいりますので、私は熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例を制定する必要はないと考えます。

熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定についての説明及び条例制定の請求に対する私の意見は以上です。

以上で説明を終わりますが、何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

○寺本義勝議長 次に、地方自治法第74条第4項の規定により、直接請求代表者の意見の陳述を求めます。

それでは、直接請求代表者の方は御入場願います。

〔直接請求代表者 入場〕

○寺本義勝議長 意見を述べる直接請求代表者は5人であり、陳述の順序は、西川文武氏、清水菜保子氏、松岡ひさし氏、山内延子氏、大杉研至氏、以上の順序であります。

なお、意見陳述の時間は合計30分以内となっております。

それでは、意見の陳述を行います。

初めに、西川文武氏の陳述を願います。

〔直接請求代表者 西川文武氏登壇〕

○西川文武氏 西川文武といいます。よろしくお願ひします。

進化論で有名なチャールズ・ダーウィンは、『種の起源』という著書の中で、最も強い者が生き残るのではない。最も変化に敏感な者が生き残るという言葉を残しています。

今まさに熊本の行政が変化の時を迎えているのではないのでしょうか。これまでの熊本市政はあまり注目されていませんでした。そのような状況では、勢力のあるところが力を振るい、それがまかり通っていたことでしょう。

しかしながら、今回の市庁舎建て替え問題のおかげで、多くの市民が熊本市政に関心を持つようになりました。そして、市民が住民投票条例案を提出したことにより、注目度が上がりました。さらに大西氏がこの市民の声に反対という前代未聞の態度を表明したことにより、市民の意見を聞かない市長として全国に広く名を広げることになりました。

このことにより、熊本市民のみならず全国の自治体の関心は熊本市議会へと一気に集まることとなります。これだけ注目が集まると、今までのやり方では生き残れなくなるのはお分かりいただけると思います。

議員を選ぶのは私たち市民です。私たちは会派の考えを選んだわけではありません。議員一人一人の個人の考えに賛同して選んでいます。にもかかわらず、会派の意向に沿うという理由だけで住民投票条例案を否決するなどというようなことがあれば、市民の意見を聞かないとは何事だ。

○寺本義勝議長 傍聴人は拍手をおやめください。

○西川文武氏 と言われても仕方ありません。また、私に議員の資格はありませんと公表しているようなものではありませんか。これは自らの首を絞めることになるでしょう。

皆様は、今、八代市議会が注目されているのを御存じでしょうか。小島尚貴さんという方が八代市議会をユーチューブで取り上げ、たった3か月で13万7,000回再生と爆発的に再生されており、先月の八代の桜十字ホールで行われた講演会では、会場は満員で立ち見や廊下まで人があふれ、ライブ配信と併せて、急な講演だったにもかかわらず3,300人の人が見ました。このユーチューブは「八代市議会、ここだけの話」というお題でパート1から16、プラス番外編まであり、八代市議会の様子を市民に分かりやすく伝えています。

今、八代ではこれを視聴した人たちから小島氏に続々とネタが提供され、八代市議会の勢力図がひっくり返るのは時間の問題と言えるでしょう。とても分かりやすいので、この議会で採決をする前に御覧になることをお勧めします。

そして、私はこの小島氏と密に連絡を取っており、八代市議会の次は熊本市議会を取り上げてくださいますとお伝えしています。

小島氏は熊本から日本を変えようと本気でおっしゃっています。冒頭で述べたとおり、生き残るのは最も強い者ではなく、変化に敏感な者です。小島氏が熊本市議会を取り上げれば必ず変化が起きます。議員の皆様におかれましては、会派の意向に沿った決断をするのか、それともこれから起こる熊本の変化を敏感に察知し、一個人として生き残る道を選ぶのか。皆様の良心を信じ陳述とします。

御清聴ありがとうございました。

○寺本義勝議長 傍聴人に再度申し上げます。

冒頭、指示いたしましたように、拍手はおやめいただきたいと思います。なお、従えない場合は、全て退場いただきます。

次に、清水菜保子氏の陳述を願います。

〔直接請求代表者 清水菜保子氏登壇〕

○清水菜保子氏 本日は貴重な機会をいただき、ありがとうございます。熊本市東区の清水菜保子と申します。ここに立つのはとても勇気が要りました。しかし、私一人でここにいるではありません。署名をしてくださった皆様、署名をしたくてもできなかった皆様、こどもたち、これから生まれる世代の声も一緒に届けたいという思いでここにおりますと同時に、議員の皆様が上質な市民社会の熊本のために、私たち市民の声を聞き、そして勇気ある判断をしていただくこと。そして後世に恥じない心豊かな熊本を一緒につくりたいと願い、ここにいます。たくさんの傍聴の皆様も応援ありがとうございます。

ここでお伝えしたいのは2つです。

1つ目は、署名2万人の背後にいる熊本市民の存在です。2つ目は、市民参画のための自治基本条例です。

1つ目です。私には3人の娘がおり、仕事や家事、育児と追われる中で隙間を縫って署名簿を持って回りました。署名用紙の配布や、ネットでの署名が禁じられ、とても不便な中、一筆一筆、まさに足で集めたものです。たくさんの方々がそうして集めた2万筆です。市長、議員の皆さん、2万筆がもし少ないと、大したことないと感じるのであれば、今回の住民投票を求める市民は実はこの何倍もいらっしやいます。

ここ数日で寄せられました市民の皆さんのほんの一部の声です。市民のための行政を、住民の声を反映して風通しをよく。福祉や教育、医療に重きを置いて、お金を人に。市民は物価高と低賃金で大変な生活なんです。理解を求めるのであれば、住民投票を。こどもたちの税制負担を増やしてはいけません。選挙権が18歳になり、若者の声と言いながら、そもそも投票すらできないのでしょうか。皆さん、この声、聞こえていますか。市民の感覚と離れ過ぎていませんか。ここに声が届かないからといって存在がないではありません。

昨年、ハーバード大学を首席で卒業し、スピーチをした南インド系の女性大学生クマールさんの言葉です。沈黙は決して空虚なものではなく、しばしば大きな声であることを学びました。今まで沈黙でないものとして扱われていた存在の人々も、この社

会をよりよくするために欠かせない存在として、改めて世界から注目されています。

2つ目、市民が参画できるための自治基本条例、熊本市の最高規範条例です。本日、自治基本条例をよりよくする会の皆様が、熊本市オンブズマンに苦情申立てをしたと聞いております。自治基本条例に反して、市庁舎建て替えについて情報共有を十分にせず、住民投票条例についても否定した。また、内部告発の具体的事実を確かめることも含め、オンブズマンに調査を求めるということです。

住民投票は市民参画の手続の一つの方法であり、この条例案を否定することは、議会が自治基本条例で保障している市民の参画を否定するものではないでしょうか。議員の皆様も市長と同じ考えでしょうか。

今回の判断は、議員の皆さんにとって政治生命で最も重要な判断だと私は考えております。私たちにはこれ以上できることはなく、私たちの声を聞かれた議員の皆様へあとは託すのみです。私たち署名した2万人だけではない沈黙の私たちと一緒に、議員お一人お一人の決断を見ております。

以上です。ありがとうございました。

○寺本義勝議長 最後通告です。

傍聴人の方は議事について拍手により可否を証明することを禁止されております。以後、拍手された場合は、即刻退場を命じます。御注意ください。

次に、松岡ひさし氏の陳述を願います。

〔直接請求代表者 松岡ひさし氏登壇〕

○松岡ひさし氏 中央区九品寺在住で、白山校区の松岡ひさしです。

熊本市新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定に御賛同いただく意見を述べます。

市役所建て替えについて、ずっと市の進め方や議会の議論を見守ってきました。しかし、いまだに納得できません。機会を捉え議会も傍聴し、基本条例、基本構想の市民説明会などにも参加してきました。市長や市の説明にはたくさんの疑問が出されていたが、どう見ても参加者が納得したとは思えません。一方的な市の提案が繰り返し述べられ、全くの一方通行でした。市長は市民の意見を聞き進めてきたと言われますが、疑問を持つ市民の声は全く聞いていない。何を根拠に市民の声を聞いたというのが説明してほしいです。

私が特に心配しているのは、費用がかかり過ぎることです。県庁よりも14年新しく、熊本地震で全く壊れなかった今の市役所は、耐用年数が30年も残っています。それなのに、なぜこの立派な市役所だけが40年で建て替えですか。しかも解体には90億円もかかると聞いています。スムーズにいても解体は、10年先の話だからもっと増えるのではないですか。建設費にプラスアルファがついており、解体費も100億円を超えるのではないですか。100億円もかけて頑丈な今の市役所を壊すより、耐用年数まで使うべきではないかと思えます。もったいないと思うのは私だけではないと思えます。

建設費は昨年5月頃は360億円と言っていたものが、その後、470億円までに増え、

昨年秋には619億円プラスアルファと、どんどん増えています。一体、幾らまで増えるんですか。いまだにプラスアルファをついたままで、建設費を市民に示すことすらできていない。建設費も1,000億円を超えるのではないですか。幾らかかるか分からない市役所建て替えをよく市民に押しつけられますね。

619億円プラスアルファの事業費でも、多いときには年間40億円近い借金を払わないといけないと聞いています。今後増えて1,000億円ともなれば、支払う借金はさらに増えるはずです。今、借金は累積で5,000億円にもなっていると聞いています。

急速に進む少子高齢化で人口も減少へと転じ、税収は政令都市で一番少ない熊本市が、大型箱物を建設すれば、市の財政は破綻するものではないか。そして借金のツケを払っていくのは私たちの子どもや孫たちです。合併推進費を使わないと損をするみたいに言っていらっしゃる方がいますが、それを活用しても市役所を立てるための借金が減るわけではありません。国から来るお金だって、みんな私たちが払った税金に変わりはありません。そんなお金があったなら、困っている市民の暮らしを守る予算や、子どもたちを安心して育てられるような子育てへの支援こそ、積極的にやってほしいものです。

市役所建て替えには賛成の人も反対の人もいますが、私たちは賛否を一度も聞かれていない。だからこそ、住民投票をやって市民の意志を確認してほしい。よって、議員各位にはぜひ御賛同を賜りたいと思います。

それから、私、署名集めを186名していただきまして、その方たちには大変感謝いたしますとともに、やはり皆さん政治に参加する人が少ないから、こういうことになると思います。これから先、議員の方たちもなるだけ市民の方が政治に参加するような仕組みを構築していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○寺本義勝議長 次に、山内延子氏の陳述を願います。

〔直接請求代表者 山内延子氏登壇〕

○山内延子氏 おはようございます。中央区の山内信子です。

私たち出水や国分の請求代表者、受任者を中心に866名の署名を集めました。地元で自治会や老人会の役員をされた方々にも、請求代表者や受任者になっていただき、署名を多数集めていただきました。署名は友人、知人だけでなく、地元を個別訪問もしました。その中でいろいろな声を聞きました。一番多かったのはもったいないでした。耐震性に不足がないなら、今のままでいいではないかというものです。

熊本市は、国が毎年行う災害時に拠点となる施設の耐震性の調査に、市役所は現行法基準を満たしています、大丈夫ですと毎年回答しています。その話を市民に伝えていません。

持参した資料で大林組の工事の説明もして、納得してもらうこともありました。現庁舎を壊すだけで90億円、新庁舎を建てるのに1,000億円を超えるかもしれないと言われてしていると話しました。そんなお金があったらやってほしいことがいろいろ出てき

ました。子飼や健軍の商店街など、シャッターの降りている店が増えています。コロナと物価上昇で中小業者は苦しんでいます。対策を考えたらどうだという話が出てきました。

市営住宅のトイレ、和式を洋式に替えてほしいと要求。5階までエレベーターがないところもある。高齢化が進んでいる今、エレベーターをつけたらどうか。新水前寺駅前の住民からは、電車通りの街灯が切れたままだ、道路も傷んだままだ、何度言っても修理してもらえないという苦情も出ました。

災害時の避難場所になる学校の体育館、エアコンをつけてほしい。トイレは洋式に替えてほしい。そんな声が出てきました。箱物ばかりにお金を使わず、少子化や高齢化対策にお金を使うべきだと言った人もいます。

元熊本市役所の職員だった方が随分たくさん署名を集めてくださいました。その人が元市役所の建築課の職員から、現在の庁舎が立ち上がるまでずっと見ていた。耐震性は大丈夫と言っていたと聞いたそうです。

市制100年史にも、ここに持参していたんですが、このここまで持ってくるのは駄目だと言われて、控室にありますけれども、それには関東大震災マグニチュード7.9ですが、その倍の大地震になっても大丈夫だ、耐震性は大丈夫だと書いてあります。ここでお見せしたかったんですが、星子市長のときに建てたその当時、マグニチュード7.9の場合、大丈夫だという専門家の声を載せてあります。

市議選で市民は候補者の市庁舎建て替えに対する賛否を知らないまま投票しています。皆さん方が建て替え賛成なのか、反対なのか知らないまま投票しています。大西市長は議会制民主主義だから、議会の合意を得ればよいとおっしゃるんですけども、主権者は一人一人の市民です。私たちの声を聞いてほしいです。市庁舎を建て替えるかどうか、私たちは一度も聞かれていません。住民投票で市民の声を聞いてもらいたいと思います。

昨年5月、市庁舎建て替えの市民説明会に私も出席しましたが、あの動画では建て替えを前提とした説明でした。4か所の候補地の説明などが中心でした。それを見ながら、これはスピード違反ではないかと思いました。住民投票で市民の声を聞いてください。住民投票を実施してください。そのための住民投票条例を制定してください。これは私だけでなく、署名に関わった人みんなの声です。

それから866名の署名を集めたと申し上げましたが、説明を聞いて賛同するが、署名はしたくないという人がたくさんいました。詐欺が横行しています。生年月日まで書くような署名はためらうという人が多かったんです。私が署名を求めるために説明をした人々はまだまだたくさんいます。一緒に署名を集めた自治会の会長さん、老人会の会長さんをやったような人たちも、そういうことを言っています。ここに提出されている署名のほかに、たくさんの人々がこの住民投票を待ち望んでいるということも感じてください。

以上、よろしく申し上げます。

○寺本義勝議長 次に、大杉研至氏の陳述を願います。

〔直接請求代表者 大杉研至氏登壇〕

○大杉研至氏 皆さんおはようございます。熊本市北区で無農薬の農業をしています大杉研至と申します。本日は議員の皆様方には貴重な時間をいただき、誠にありがとうございます。また、署名活動に携わっていただきました多くの市民の皆様方に心から感謝の意を表します。

住民投票は憲法、地方自治法、自治基本条例に定められた極めて重要な市民が意見表明ができる機会であります。熊本市の自治基本条例には、市民の皆さんが積極的に市政に関わることができるよう、これまでの市政に情報の共有や参画、協働という考え方を加えた熊本のまちづくりを進めるための基本的なルールが規定されております。

自分たちのまちは自分たちでつくるをキーワードに、熊本市というまちを構成する市民、議会、行政のそれぞれの役割や責任、また市政、まちづくりの進め方を条例で分かりやすく定め、互いに協力しながら熊本市の市政、まちづくりに取り組んでいくことが重要であるとされております。

自治のルールを決めることで、身近な課題を市民の皆様自ら解決しやすくなりました。市政に参画する仕組みが整うことで、市民の皆さんの意向をしっかり反映した市政運営に取り組むことができると明記されているのです。

市長は市政の重要事項について、住民の意志を確認するため、住民投票を実施でき、投票の結果を尊重することと明記されております。この住民投票による市民参加に道を開いたのは、市民がシンクタンクとする大西市長の上記、考え方を強く反映したものであります。

住民投票は平成31年に施行された自治基本条例37条、38条に熊本市民の権利として定められたものであります。そして、その条例の内容に基づき、大変厳しい規定に基づいて署名を集め、その結果を熊本市の職員によって住民票と照合し、議会の指名による選挙管理委員会が2度の臨時会を開いて、署名、捺印をして住民投票を請求するものであります。請求した市民の側には手続上の瑕疵は一切ありません。審査を通過した1万8,988名の署名は、既に市と議会の厳しい審査を受けたものであります。

もし熟議を理由に請求を却下されるのであれば、何のためにこのような制度があるのか、一般市民には理解できないのであります。市長が言われる熟議は、市庁舎建て替え問題にあり行われたものであり、我々から見れば熟議には当たりませんが、少なくとも熟議を理由に反対されるのなら、住民投票の結果が出た後に述べられる意見ではないかと思えます。住民投票を退ける理由が客観的なものでない限り、今後二度と住民投票の請求は行われたいのではないかと思います。

自ら定めた熊本市の自治基本条例のルールを自らなきものにするのは、市民に大きな不安を与えるものであります。市長のこのような誤った見解を正すのが二元代表制の一角をなす議会の役割でございます。議員の皆様方が、私たちの市民の最も身近な存在として、市政に対する市民参加の道を守っていただきたい。市民の声をぜひと

も市政に届けて、あるべき市政の進め方を明らかにしていただきたいと切に望みます。

市庁舎は市民の家であります。有識者会議も一般施設、事務棟としては利用できるという庁舎を市長が建て替えや場所の決定、市役所の規模など、簡単に決めるものではございません。市民の税金で建てるのです。市民が十分納得できるものでなければなりません。特に若い10代、20代の若い人たちのことを考えねばなりません。このまま建て替えてしまえば、10年後から借金の返済が始まりますが、10代、20代の人たちが30年間ぐらい返済をしていくこととなります。

市庁舎建て替えは、市民に最も身近な市政の重要事項ではありませんか。住民投票が実施されるべき最もふさわしい事案であると言えます。熊本市の将来を担う若者が、この庁舎建て替えの負担のほとんどを担うのです。事務棟として使える市庁舎を、今、建て替えるには、一点の曇りもない明瞭な理由が必要です。

そして昨晚、地震がありました。市長は市庁舎全体を防災拠点としなければならない。だから建て替えるとおっしゃっていますが、皆さん昨日の地震で、まずどうされましたか。自助であります。まず、自分でどこに逃げるかが一番です。そのために救急のものを持って、そして窓を先に開けておく、ひずみが出たら窓が開かなくなるからです。そういう自分をまず守るという自助が一番です。その次に来るのが共助です。それは逃げ遅れた人たちを近くの人たちが手助けをするコミュニティの力です。炊き出しをしたり、そういうこととなります。そして、その後公助がまいりますけれども、公助で最も大事なものは、出先である区役所です。区役所の人たちが罹災証明書を発行し、そして、市民の皆さんに寄り添ってくれるのです。そういうことを考えるとき、本当にこの庁舎全体を建て替えるということが必要なのでしょうか。

最後になりますが、先日の地元紙の報道によりますと、ほとんどの議員さんが住民投票条例に反対の意向を示されていますが、住民投票条例が否決されれば、議員さんが庁舎建設の全責任を負うこととなります。市民が賛成も反対も含め、住民投票で決めることを要望する住民投票条例が請求された以上、熊本市の将来をおもんぱかって住民投票条例をぜひ可決して、市民の意向に沿っていただきますよう、心からお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○寺本義勝議長 以上で、直接請求代表者の意見の陳述は終わりました。

直接請求代表者の方は御退場願います。

〔直接請求代表者 退場〕

○寺本義勝議長 それでは議案を付託いたします。

議第1号は、これを総務委員会に付託いたします。

○寺本義勝議長 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

1月15日、16日の両日は、議事整理のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、1月15日、16日の両日は、休会することに決定いたしました。

次会は、1月17日定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時49分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和7年1月14日

出席議員 47名

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 寺本義勝 | 2番 | 大 寫澄雄 |
| 3番 | 村上 磨 | 4番 | 瀨尾誠一 |
| 5番 | 菊地渚沙 | 6番 | 山中惣一郎 |
| 7番 | 井坂隆寛 | 8番 | 木庭功二 |
| 9番 | 村上誠也 | 10番 | 古川智子 |
| 11番 | 荒川慎太郎 | 12番 | 松本幸隆 |
| 13番 | 中川栄一郎 | 14番 | 松川善範 |
| 15番 | 筑紫るみ子 | 16番 | 井芹栄次 |
| 17番 | 島津哲也 | 18番 | 吉田健一 |
| 19番 | 齊藤 博 | 20番 | 田島幸治 |
| 21番 | 日隈 忍 | 22番 | 山本浩之 |
| 23番 | 北川 哉 | 24番 | 平江 透 |
| 25番 | 吉村健治 | 26番 | 山内勝志 |
| 27番 | 伊藤和仁 | 28番 | 高瀬千鶴子 |
| 29番 | 小佐井賀瑞宜 | 30番 | 田中敦朗 |
| 31番 | 高本一臣 | 32番 | 西岡誠也 |
| 33番 | 田上辰也 | 34番 | 三森至加 |
| 35番 | 浜田大介 | 36番 | 井本正広 |
| 37番 | 大石浩文 | 38番 | 田中誠一 |
| 39番 | 坂田誠二 | 40番 | 落水清弘 |
| 41番 | 澤田昌作 | 43番 | 満永寿博 |
| 44番 | 紫垣正仁 | 45番 | 藤山英美 |
| 47番 | 上野美恵子 | 48番 | 上田芳裕 |
| 49番 | 村上 博 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|------------------|-------|
| 市長 | 大西 一史 | 副市長 | 深水 政彦 |
| 副市長 | 中垣内 隆久 | 政策局長 | 三島 健一 |
| 総務局長 | 津田 善幸 | 財政局長 | 原口 誠二 |
| 文化市民局長 | 早野 貴志 | 健康福祉局長 | 林 将孝 |
| こども局長 | 木 櫛 謙治 | 環境局長 | 村上 慎一 |
| 経済観光局長 | 村上 和美 | 農水局長 | 金山 武史 |
| 都市建設局長 | 秋山 義典 | 消防局長 | 平井 司朗 |
| 交通事業管理者 | 井 芹 和哉 | 上下水道事業者 管 理 者 | 田中 俊実 |
| 教育長 | 遠藤 洋路 | 中央区長 | 土屋 裕樹 |
| 東区長 | 本田 昌浩 | 西区長 | 石坂 強 |
| 南区長 | 本田 正文 | 北区長 | 吉住 和征 |

職務のため出席した議会局職員

| | | | |
|------|-------|--------|--------|
| 局長 | 江 幸博 | 次 長 | 中村 清香 |
| 議事課長 | 池 福史弘 | 政策調査課長 | 岡 島 和彦 |